

春日井市図書館障がい者サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市図書館管理規則（昭和45年春日井市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条に定める心身障がい者郵送貸出その他の心身障がい者に対するサービス（以下「障がい者サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 春日井市図書館（以下「図書館」という。）は障がい者サービスとして、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書の郵送貸出し
- (2) 録音図書の貸出し
- (3) 点字図書の貸出し
- (4) 対面読書サービス
- (5) サピエ図書館に係るサービス
- (6) その他春日井市図書館長（以下「館長」という。）が必要と認める業務

2 春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館（以下「センター図書館」という。）は障がい者サービスとして、前項第2号から第6号までの業務を行う。

(利用の対象)

第3条 障がい者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内在住、在勤又は在学の障がい者とする。ただし、前条第1項第1号に掲げる業務にあつては心身の障がいその他の理由により来館することが著しく困難な者に、同項第2号から第4号までに掲げる業務にあつては視覚障がい者その他視覚による表現の認識に障がいのある者に限る。

(利用登録)

第4条 利用者は、本人又は代理人（以下「本人等」という。）が規則第9条の規定に基づき利用者カードの交付を受け、障がい者サービス利用登録申込書（別紙様式）を提出して、利用者の登録を受けなければならない。

(図書の郵送貸出し)

第5条 図書の郵送貸出しを利用しようとする者は、希望する図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を本人等が来館、メール、電話等により申し込むものとする。

- 2 図書の郵送貸出しの期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。
- 3 図書の郵送貸出しのできる資料の数は、1人につき3点以内とする。
- 4 館長は、第1項の規定による申込があったときは、資料の貸出しを郵送で行うものとする。

(録音図書及び点字図書の貸出)

第6条 録音図書及び点字図書（以下「録音図書等」という。）の貸出しを利用しようとする者は、希望する録音図書等の貸出しを本人等が来館、メール、電話等により申し込むものとする。

- 2 録音図書等の貸出しの期間は、貸出しの日から起算して30日以内とする。
- 3 録音図書等の貸出しできる資料数は、1人につき3点以内とする。
- 4 録音図書等の資料は、図書館所蔵の資料、公共図書館及び点字図書館から借り受けた資料並びにサピエ図書館ダウンロードした資料とする。

(対面読書)

第7条 対面読書を利用しようとする者は、図書館又はセンター図書館に希望する日時をあらかじめ申し出なければならない。

- 2 対面読書を行う資料は、図書館又はセンター図書館所蔵の資料とする。
- 3 対面読書は、図書館又はセンター図書館開館時間内で行い、1回につき2時間以内とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この要綱は、平成11年11月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

障がい者サービス利用登録申込書

利用者コード								登録区分		
								障がい録音	障がい郵送 障がい窓口	
フリガナ								生年 月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 ・ 西暦	
氏名									年 月 日	
住所	〒 (アパート・マンションは、号棟までお書きください。)							電話	自宅	
									携帯	
									その他	
障がい 区分 等										

※太枠の中をご記入ください。